

日本学会議 公開シンポジウム  
「新たな歯科医療制度を考えるⅡ」

歯科診療報酬制度における現行歯科点数表の問題点と  
適正な技術評価に基づく歯科医療費の推計

東京医科歯科大学大学院歯科医療行動科学分野  
新田 浩

2011年7月25日 日本学会議講堂

# 本日の内容

1. 現行歯科点数表における評価の問題点
2. 適正な技術評価に基づく歯科医療費の推計
3. タイムスタディー調査からの保険診療報酬評価  
(適正所得水準の人件費を加味した評価)

# 1. 現行歯科点数表における評価の問題点

# 医科・歯科の診療報酬改定率の推移

改定方式	改定年	改定率	
		医科	歯科
物価・人件費 単純スライド方式	昭和49	35.0%	36.1%
	51	9.0%	9.6%
	53	11.5%	12.7%
	<b>累積値</b>	<b>67.8%</b>	<b>72.1%</b>
①物価・人件費 修正スライド方式  ②薬価引き下げ 財源充当方式	昭和56	8.4%	5.9%
	59	3.0%	1.1%
	60	3.5%	2.5%
	61	2.5%	1.5%
	63	3.8%	1.0%
	平成2	4.0%	1.4%
	4	5.4%	2.7%
	5		2.1%
	6	5.2%	0.2%
	8	3.6%	2.2%
9	1.3%	0.8%	
<b>累積値</b>		<b>48.9%</b>	<b>23.4%</b>
①医科・歯科均等方式	平成10	1.5%	1.5%
	12	2.0%	2.0%
<b>累積値</b>		<b>3.5%</b>	<b>3.5%</b>
②財政改革優先方式	14	-1.3%	-1.3%
	16	0.0%	0.0%
	18	-1.5%	-1.5%
	20	0.4%	0.4%
<b>累積値</b>		<b>-2.4%</b>	<b>-2.4%</b>

## 歯科やや優位

医療費亡国論・医療費抑制

医療費総額抑制

消費税導入

## 歯科の大幅抑制

被保険者本人の一部負担金2割に

## 医科・歯科バランス

被保険者本人の一部負担金3割に

経済財政諮問会議

骨太方針2200億円抑制

歯科医療白書2008年度版より引用

# 昭和56から平成9年(歯科の大幅抑制期)の 診療報酬改定率(薬価引き下げ充当方式)

	改定率	
	医科	歯科
昭和56	8.4%	5.9%
57		
58		
59	3.0%	1.1%
60	3.5%	2.5%
61	2.5%	1.5%
62		
63	3.8%	1.0%
平成元年		
2	4.0%	1.4%
3		
4	5.4%	2.7%
5		2.1%
6	5.2%	0.2%
7		
8	3.6%	2.2%
9	1.3%	0.8%
累積値	48.9%	23.4%

## 平成2年4月改定率の計算式

- A: 2年間のコストの上昇率
- B: 2年間の医業収入の増加率
- C: 必要な改定幅  $C = A - B$  (C=3.7%)
- D: 薬価基準の引き下げ率(9.2%)
- E: Dの医療費ベース換算(2.7%)  
Dの歯科医療費ベース換算(0.1%)・・・?

実質改定率  $F = C - E$  (1.0%)

医科改定率 =  $F + E1$  (1.0 + (2.7 + 0.3) = 4.0)

歯科改定率 =  $F + E2$  (1.0 + (0.1 + 0.3) = 1.4)

E1・E2: 薬価または材料改定率(0.3%)の換算

医科の収支を元に歯科の改定率が決定?

必要な改定幅の計算式は適切か?

# 昭和56から平成9年(歯科の大幅抑制期)の 診療報酬改定率(薬価引き下げ充当方式)と医療費

	改定率		医療費(億万円)	
	医科	歯科	医科無床診療所	歯科
昭和56	8.4%	5.9%	38,278	14,129
57			40,160	15,039
58			41,881	15,565
59	3.0%	1.1%	41,909	16,071
60	3.5%	2.5%	42,417	16,778
61	2.5%	1.5%	45,184	17,996
62			46,091	18,653
63	3.8%	1.0%	47,714	19,268
平成元年			49,440	19,617
2	4.0%	1.4%	51,425	20,354
3			54,528	21,190
4	5.4%	2.7%	58,336	22,966
5		2.1%	60,370	23,155
6	5.2%	0.2%	62,690	23,523
7			65,456	23,837
8	3.6%	2.2%	68,595	25,430
9	1.3%	0.8%	67,668	25,344
<b>累積値</b>	<b>48.9%</b>	<b>23.4%</b>	<b>増減率 76.7%</b>	<b>79.4%</b>

# 昭和56年と平成9年の医業収支比較

	昭和56年	平成9年	増減率
医科無床診療所(数)	個人 66,447	55,656	-16.2%
医業収入合計	¥4,333,162	¥6,020,180	38.9%
(社保・国保・公費)	¥4,152,792	¥5,714,930	37.6%
(労災・自費等)	¥54,368	¥114,695	111.0%
(その他の収入)	¥126,002	¥190,555	51.2%
医業費用合計	¥2,758,760	¥4,107,463	48.9%
(給与費)	¥566,170	¥1,440,686	154.5%
(医薬品費)	¥1,132,752	¥1,353,806	19.5%
収支差額	¥1,574,401	¥1,912,716	21.5%
歯科診療所(数)	40,116	60,579	51.1%
医業収入合計	¥4,154,034	¥4,054,531	-2.4%
(社保・国保・公費)	¥3,380,561	¥3,543,072	4.8%
(労災・自費等)	¥731,604	¥487,060	-33.4%
(その他の収入)	¥41,869	¥24,398	-41.7%
医業費用合計	¥2,569,453	¥2,746,036	6.9%
(給与費)	¥864,916	¥1,057,300	22.2%
(歯科技工委託費)	¥278,118	¥419,912	51.0%
収支差額	¥1,584,581	¥1,308,495	-17.4%

必要な改定幅の計算式は適切か？

中医協医療経済実態調査報告

平成10年から20年(医科・歯科バランス期)の診療報酬改定率  
(医科・歯科均等、財政改革優先方式)と医療費

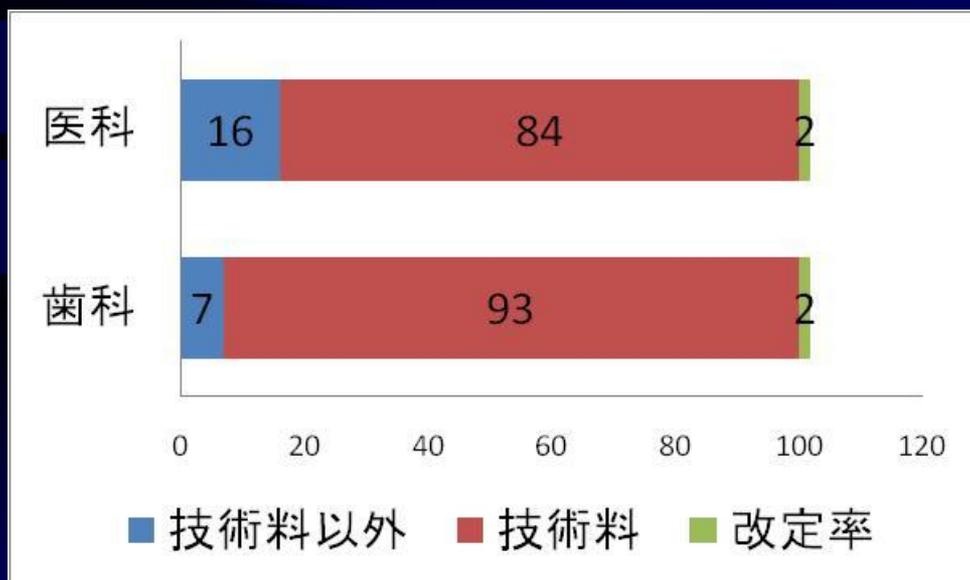
	改定率		医療費(億円)	
	医科	歯科	医科無床診療所	歯科
平成10	1.5%	1.5%	68,547	25,197
11			70,695	25,437
12	2.0%	2.0%	71,913	25,569
13			73,580	26,041
14	-1.3%	-1.3%	71,234	25,875
15			72,565	25,375
16	0.0%	0.0%	74,446	25,377
17			77,167	25,766
18	-1.5%	-1.5%	76,867	25,039
19			78,534	24,996
20	0.4%	0.4%	80,368	25,777
<b>累積値</b>	<b>1.1%</b>	<b>1.1%</b>	<b>増減率 17.2%</b>	<b>2.3%</b>

# 診療報酬改定率の技術料換算値

改定率は医療費ベース

(診療報酬+薬価・保険医療材料価格)として発表

医科歯科同率改定の場合、技術料評価は医科が有利となる。



改定率が2.0%の場合

技術料評価

医科: 2.38%

歯科: 2.15%

医科と同じ技術料評価

となる改定率

医科: 2.0%(2.38%)

歯科: 2.2%(2.38%)

医科の改定率の1.1倍の改定率が妥当

# 平成11年と平成19年の医業収支比較

	平成11年	平成19年	増減率
医科無床診療所（数）	個人 53,973	49,010	-9.2%
医業収入合計	¥6,692,461	¥6,363,810	-4.9%
（社保・国保・公費）	¥6,331,961	¥5,999,160	-5.3%
（労災・自費等）	¥166,486	¥207,454	24.6%
（その他の収入）	¥194,014	¥157,196	-19.0%
医業費用合計	¥4,475,022	¥4,111,012	-8.1%
（給与費）	¥1,583,713	¥1,589,134	0.3%
（医薬品費）	¥1,448,805	¥1,296,154	-10.5%
収支差額	¥2,217,439	¥2,252,798	1.6%
歯科診療所（数）	62,484	67,798	8.5%
医業収入合計	¥4,121,573	¥3,457,039	-16.1%
（社保・国保・公費）	¥3,639,222	¥2,983,673	-18.0%
（労災・自費等）	¥443,425	¥426,489	-3.8%
（その他の収入）	¥38,926	¥46,877	20.4%
医業費用合計	¥2,749,481	¥2,228,042	-19.0%
（給与費）	¥1,118,385	¥989,528	-11.5%
（歯科技工委託費）	¥415,618	¥349,590	-15.9%
収支差額	¥1,372,092	¥1,228,997	-10.4%

# まとめ 1

医科と歯科の診療改定率の推移を分析したところ、

- ① 歯科の必要な改定幅が医科の収支を元に決められていたこと。
- ② 改定率を決める計算式の是非
- ③ 薬価引き下げ分の傾斜配分による医科歯科改定率格差の是非
- ④ 技術評価の医科歯科格差
- ⑤ 医科歯科均等改定率の是非

という問題点が抽出された。

## 2. 適正な技術評価に基づく歯科医療費の推計

# ① 適正点数の算出と診療行為回数から換算

## ・適正点数の算出

1) 昭和33年の社会保険歯科診療報酬点数表の20倍

診療報酬(S) = 技術料(G) + 人件費(N) + 所要経費(M)

歯科医師ではG=0.38、N=0.25、M=0.37

昭和33年から、国民所得(38倍)、賃金指数(20倍)、消費者物価指数(5倍)

S方程式:  $38 \times 0.38 + 20 \times 0.25 + 5 \times 0.37 = 21.29 \div 20$

2) タイムスタディ調査

日本歯科医師会(2006年)

1)、2)を参考に80項目を適正点数に修正

## ・診療行為の回数

平成19年度社会医療行為別調査から算出(約1,800項目)

適正歯科医療費 4兆18億円

## ② 医師と歯科医師の収入基準から換算

医科個人無床診療所の1ヶ月の保険収入 → 600万円

医師と歯科医師の収入格差基準

100:82 (昭和23年医療施設面調査)

歯科診療所の1ヶ月の保険収入 →  $600 \times 82\% = 492$ 万円

歯科診療所数 → 67,798 (平成19年度)

適正歯科医療費 = 492万円  $\times$  12ヶ月  $\times$  67,798

**適正歯科医療費 4兆28億円**

③ 国民医療費のなかで医科歯科の改定率格差が生じる前の歯科医療費の占める割合から換算

国民医療費に占める歯科診療割合(昭和56年) → 11.0%

平成19年度国民医療費 → 34兆1360億円

**適正歯科医療費 3兆7600億円**

## まとめ 2

### 3つの異なる方法

- ① 適正点数の算出と診療行為回数
- ② 医師と歯科医師の収入基準
- ③ 国民医療費の中の適切な歯科医療費の占める割合)

で適正歯科医療費を算出したところ、いずれも3兆7500万円～4兆円となった。

### 3. タイムスタディ調査からの保険診療報酬評価 (適正所得水準の人件費を加味した評価)

歯科診療行為(外来)のタイムスタディー調査

2010年度版

平成23年3月

日本歯科医学会

# 日本歯科医学会 タイムスタディーワーキンググループ

座長 荒木孝二（東京医科歯科大学）

委員 木下淳博（東京医科歯科大学）

同 小林隆太郎（日本歯科大学）

同 佐藤裕二（昭和大学）

同 新田 浩（東京医科歯科大学）

オブザーバー 遠藤秀樹（福島県開業）

担当役員 黒崎紀正（日本歯科医学会総務理事）

調査方法： 臨床経験5年以上の歯科医師と研修歯科医

調査機関：216医療機関と29の歯科大学・歯学部附属病院

調査期間：2010年11月1日から30日まで

調査項目：保険点数が設定されているものを基本とし、保存修復（59項目）、歯内治療（72）、歯周治療（75）、義歯（48）、クラウンブリッジ（72）、口腔外科（85）に加えて、在宅歯科診療（40）、顎関節症・はぎしり（36）、歯科麻酔（13）、歯科矯正（71）、小児歯科（58）、歯科放射線（大学病院のみ）（13）を調査

診療時間の測定：

歯科医師1名、介助者1名、さらに可能な場合はタイムキーパー1名を加えた体制で、開始から終了まで、調査員が1人の患者に専念して測定

# 回収・集計調査表内訳

領域	経験5年以上の歯科医師			研修歯科医	全体
	歯科診療所	大学病院	全体	大学病院	
保存修復	554	627	1,181	82	1,263
歯内治療	554	638	1,190	71	1,261
歯周治療	555	667	1,222	102	1,324
義歯	587	690	1,277	101	1,378
クラウンブリッジ	557	637	1,194	94	1,288
口腔外科	412	717	1,129	85	1,214
在宅歯科診療	326	190	516	—	516
顎関節・はぎしり	60	494	554	—	554
麻酔	3	615	618	—	618
歯科矯正	10	677	687	—	687
小児歯科	18	131	149	—	149
歯科放射線	0	767	767	—	767
合計	3,636	6,848	10,484	535	11,019

# 代表的症例の所要時間と保険診療評価

保険コード		保険点数 (技術料)	件数	所要時間 (分)	点数/分
M-009-2	充填複雑なもの	148	352	7.3	20.27
I-008-2	根管充填(加圧法)3根管以上	274	95	16.7	16.41
J-063-4	歯肉剥離搔爬手術(小臼歯)	600	48	26.4	22.73
M-006-2 口(3)	咬合採得 下顎位の決定 基準 線の表示 総義歯(1装置)	280	75	25.4	11.02
M-003-1	連合印象(寒天とアル銀酸印 象材による連合印象)	60	407	6.5	9.23
J-000	臼歯抜歯手術	260	252	14.8	17.57

所要時間1分あたりの歯科診療報酬点数



# 適正所得水準の人件費を加味した保険診療報酬評価

人件費：給与と技術の難易度から求める

- ① 診療項目の技術度の設定
- ② 適正所得水準から給与指数の設定
- ③ 技術度指数の設定
- ④ 人件費の算出
- ⑤ 保険点数のない一連の行為の所要時間を加算した分析

①、②、③、④については外科系学会社会保険委員会連合（外保連）の考え方に準じた。

# ① 診療項目(425)の技術度の設定

A 群: 研修歯科医が単独で行える診療技術度の行為および一般に歯科医師の指示・監督下に歯科衛生士が診療補助として実施している行為 18項目

A-1 領収書の発行等

A-2 表面麻酔、作業用模型製作等

B 群: 歯科医師臨床研修修了者が単独で行える診療技術度の行為 55項目

B-1 う蝕処置、ラバーダム、歯科疾患管理等

B-2 初診、浸潤麻酔等

C 群: 中程度の診療技術の行為 172項目

C-1 インレー・FCK連合印象、仮床試適、歯肉膿瘍切開等

C-2 複雑窩洞形成、総義歯咬合採得、前歯抜歯等

D 群: 高度の診療技術の行為 127項目

D-1 感染根管処置(2根)、義歯最終印象、臼歯・難抜歯等

D-2 MODレジン修復、ゴシックアーチ、歯根端切除手術等

E 群: さらに高度の専門的トレーニングを要する高い技術の行為 53項目

E-1 根管内異物除去、特殊印象、埋伏抜歯等

E-2 歯周組織再生誘導手術、口腔外消炎手術5cm以上等

## ② 適正所得水準から給与指数の設定

外保連の手術報酬に関する試案に用いている適正所得水準すなわち国家公務員医療職俸給表(一)から歯科医師の  
人件費を計算し、給与指数を設定した。

技術度	経験年数	国家公務員 医療職俸給表	給与	給与指数
A	1年	1-2	¥235,900	1.000
B	3年	1-4	¥261,000	1.106
C	5年	1-6	¥292,700	1.241
D	10年	2-6	¥377,500	1.600
E	15年	3-8	¥446,700	1.894

### ③ 技術度指数の設定

外保連の手術試案では、経験年数1年ごとに0.5上げることとし、処置・生体検査試案では各群毎に0.167上げることにした。

歯科では手術よりも処置・検査に近いことから、本調査では技術度指数を0.167と設定した。

## ④ 人件費の算出

技術度	経験年数	給与指数	技術度区分	技術度指数	経験年数指数	人件費/分
A	1年	1.000	A-1	1.000	1.000	¥69
			A-2	1.167	1.167	¥81
B	3年	1.106	B-1	1.334	1.475	¥102
			B-2	1.501	1.660	¥115
C	5年	1.241	C-1	1.668	2.070	¥143
			C-2	2.086	2.589	¥179
D	10年	1.600	D-1	2.503	4.005	¥276
			D-2	2.921	4.674	¥323
E	15年	1.894	E-1	3.338	6.322	¥436
			E-2	3.756	7.114	¥491

各技術度区分の人件費は、経験年指数(=給与指数×技術度指数)を乗ずることにより、算出される。

# ⑤ 保険点数のない一連の行為の所要時間を加味した分析

各項目の主な行為に絞った分析								
保険コード M009-2	保険点数 (技術料)	件数	所要時間	点数 /分	技術 度	経験年 数指数	人件費	(保険点数× 10)/人件費
充填複雑なもの	148	352	7.3	20.27	D-2	4.674	¥2,354	0.63

保険点数に含まれる一連の行為の分析										
保険コード M009-2	保険点数 (技術料)	件数	所要 時間	合計 時間	点数 /分	技術 度	経験年 数指数	人件 費	合計人件 費	(保険点数× 10)/人件費
隔壁処置	148	188	3.5	17.8	8.31	C-1	2.070	500	¥3,657	0.40
コンポジットレジンの接着前処理		515	2.2			C-1	2.070	314		
充填複雑なもの		352	7.3			D-2	4.674	2354		
調整および仕上げ研磨		604	4.8			B-1	1.475	489		

各項目の主な行為に絞った分析								
M-006-2口(3)	保険点数 (技術料)	件数	所要時間	点数 /分	技術 度	経験年 数指数	人件費	(保険点数× 10)/人件費
咬合採得 下顎位の決定 基準線の表示 総義歯(1装置)	280	75	25.4	11.02	C-1	2.070	¥3,628	0.77

M-006-2口(3)	保険点数 (技術料)	件数	所要 時間	合計 時間	点数 /分	技術 度	経験年 数指数	人件 費	合計人件 費	(保険点数× 10)/人件費
咬合採得 下顎位の決定 基準線の表示 総義歯(1装置)	280	75	25.4	84.5	3.31	C-2	2.589	4537	¥11,307	0.25
咬合床の製作		69	29.0			B-2	1.660	3322		
人工歯選択		85	4.4			B-2	1.660	504		
咬合器装着・調整		31	22.2			B-2	1.660	2543		
技工指示書の記載		629	3.5			B-2	1.660	401		

M003-1	保険点数 (技術料)	件数	所要時間	点数 /分	技術 度	経験年 数指数	人件費	(保険点数× 10)/人件費
連合印象(寒天とアルギン酸 印象材による連合印象)	60	407	6.5	9.23	C-1	2.070	¥928	0.65

M003-1	保険点数 (技術料)	件数	所要 時間	合計 時間	点数 /分	技術 度	経験年 数指数	人件 費	合計人件 費	(保険点数× 10)/人件費
連合印象(寒天とアルギン酸 印象材による連合印象)	60	407	6.5	23.5	2.55	C-1	2.070	928	¥2,559	0.23
歯冠修復のための対合歯印象 採得(アルギン酸印象)		363	4.2			B-2	1.660	481		
作業模型作製		194	9.3			A-2	1.167	749		
技工指示書の記載		629	3.5			B-2	1.660	401		

J000	保険点数 (技術料)	件数	所要時間	点数 /分	技術 度	経験年 数指数	人件費	(保険点数× 10)/人件費
臼歯抜歯手術	260	252	14.8	17.57	D-1	4.674	¥4,773	0.54

J000	保険点数 (技術料)	件数	所要 時間	合計 時間	点数 /分	技術 度	経験年 数指数	人件 費	合計人件 費	(保険点数× 10)/人件費
臼歯抜歯手術	260	252	14.8	23.2	11.21	D-1	4.674	4773	¥5,643	0.46
表面麻酔		1329	2.7			A-2	1.167	217		
浸潤麻酔		2071	5.7			B-2	1.660	653		

## まとめ 3

外科系学会社会保険委員会連合(外保連)の手法に準じて、算出した適正人件費を加味し、直近のタイムスタディ調査の結果から、保険診療報酬を評価したところ、診療項目を統合して成立する一連の診療行為として評価すると、代表的な診療行為の保険点数は人件費の約4割から2割5分の低水準の評価であることが明らかとなった。

# 結論

原価計算に基づいた歯科独自の  
診療報酬改定が強く望まれる。